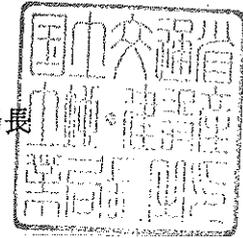




国土入企第2号
平成25年4月8日

全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



平成25年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成25年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添2のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入第38号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方お願いする。